

令和5年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を、JIS 改正等に伴い改定を行いました。改定内容は、別紙を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との差異を確認のうえ、差異が確認された際には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該文書については、国・地方公共団体等の発注者へも送付していることを申し添えます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し評価書を取得してください。

(1) 変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続きについて」に基づき、申請書類を作成してください。

なお、申請の際ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」により確認を行ってください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事ごとに行ってください。

評価基準（令和5年度版）と差異が生じている既評価材料・設備機材等を使用する工事に納入する場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて評価基準に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

建築材料等評価基準 新旧対照表

* 下表は、令和4年版から令和5年版への改定部分のみ掲載しています。評価書との差異を確認するには、過去の対照表もご確認ください。

* 下表は、建築材料等評価基準の品目ごとに改定内容を記載したものです。改定後と従来の評価基準の改定箇所を抜粋しています。

* **赤字**は、改定箇所を示しています。

b>

品目	令和4年度版			令和5年度版			改正理由			
押出成形セメント板（ECP）	種類	種類__種類および記号		JIS改正による見直し						
	ECPの種類	記号	備考				ECPの種類	記号	備考	
	フラットパネル	F	表面を平滑にしたパネル				フラットパネル	F	表面を平滑にしたパネル	
	フラットパネル [ロックウール充填]	F/R					フラットパネル [ロックウール充填]	F/R		
	デザインパネル	D	表面にリブおよびエンボスを施したパネル				デザインパネル	D	表面にリブおよびリブに類する凹凸を施したパネル	
	デザインパネル [ロックウール充填]	D/R					デザインパネル [ロックウール充填]	D/R		
	—						エンボスパネル	E	表面にエンボスを施したパネル	
	—						エンボスパネル [ロックウール充填]	E/R		
	—						タイルベースフラット パネル	TF	表面を平滑とした タイル接着剤張り 用パネル	
	—						タイルベースフラット パネル [ロックウール充填]	TF/R		
	タイルベースパネル	T	表面にタイル張付け用あり（蟻）溝形状を施したパネル				タイルベースパネル	T	表面にタイル張付け用あり（蟻）溝形状を施したパネル	
	タイルベースパネル [ロックウール充填]	T/R					タイルベースパネル [ロックウール充填]	T/R		
	<p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>									

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由																																													
押出成形セメント板（ECP） （続き）	<p>寸法及び許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネルの種類</th> <th>厚さ</th> <th>働き幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">フラットパネル</td> <td>35, 50</td> <td>450, 500, 600</td> </tr> <tr> <td>60, 75</td> <td>450, 500, 600, 900, 1000, 1200</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>450, 500, 600</td> </tr> <tr> <td>デザインパネル —</td> <td>50, 60</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイルベースパネル</td> <td>60</td> <td>605 以下</td> </tr> </tbody> </table>	パネルの種類	厚さ	働き幅	フラットパネル	35, 50	450, 500, 600	60, 75	450, 500, 600, 900, 1000, 1200	100	450, 500, 600	デザインパネル —	50, 60	600	—			タイルベースパネル	60	605 以下	<p>寸法 標準品の寸法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネルの種類</th> <th>厚さ</th> <th>製品幅</th> <th>働き幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">フラットパネル</td> <td>35, 50</td> <td>440, 490, 590</td> <td>450, 500, 600</td> </tr> <tr> <td>60, 75</td> <td>440, 490, 590, 890, 985, 1185</td> <td>450, 500, 600, 900, 1000, 1200</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>440, 490, 590</td> <td>450, 500, 600</td> </tr> <tr> <td>デザインパネル エンボスパネル</td> <td>50, 60, 75</td> <td>590, 890</td> <td>600, 900</td> </tr> <tr> <td>タイルベースフラット パネル</td> <td>60, 75</td> <td>1195 以下</td> <td>1210 以下</td> </tr> <tr> <td>タイルベースパネル</td> <td>60, 75</td> <td>895 以下</td> <td>910 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	パネルの種類	厚さ	製品幅	働き幅	フラットパネル	35, 50	440, 490, 590	450, 500, 600	60, 75	440, 490, 590, 890, 985, 1185	450, 500, 600, 900, 1000, 1200	100	440, 490, 590	450, 500, 600	デザインパネル エンボスパネル	50, 60, 75	590, 890	600, 900	タイルベースフラット パネル	60, 75	1195 以下	1210 以下	タイルベースパネル	60, 75	895 以下	910 以下	JIS 改正による見直し
	パネルの種類	厚さ	働き幅																																													
	フラットパネル	35, 50	450, 500, 600																																													
		60, 75	450, 500, 600, 900, 1000, 1200																																													
100		450, 500, 600																																														
デザインパネル —	50, 60	600																																														
—																																																
タイルベースパネル	60	605 以下																																														
パネルの種類	厚さ	製品幅	働き幅																																													
フラットパネル	35, 50	440, 490, 590	450, 500, 600																																													
	60, 75	440, 490, 590, 890, 985, 1185	450, 500, 600, 900, 1000, 1200																																													
	100	440, 490, 590	450, 500, 600																																													
デザインパネル エンボスパネル	50, 60, 75	590, 890	600, 900																																													
タイルベースフラット パネル	60, 75	1195 以下	1210 以下																																													
タイルベースパネル	60, 75	895 以下	910 以下																																													
<p>寸法及び許容差 許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネルの種類</th> <th>厚さ</th> <th>長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">すべてのパネル</td> <td>+1.5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>-1.5</td> <td>-2</td> </tr> </tbody> </table>	パネルの種類	厚さ	長さ	すべてのパネル	+1.5	0	-1.5	-2	<p>寸法 寸法の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネルの種類</th> <th>厚さ</th> <th>製品幅</th> <th>長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フラットパネル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイルベースフラット パネル</td> <td>+1.5 -1.5</td> <td>0 -2</td> <td>0 -2</td> </tr> <tr> <td>タイルベースパネル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>デザインパネル エンボスパネル</td> <td>+1.5 -1.5</td> <td>+2 -2</td> <td>0 -2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	パネルの種類	厚さ	製品幅	長さ	フラットパネル				タイルベースフラット パネル	+1.5 -1.5	0 -2	0 -2	タイルベースパネル				デザインパネル エンボスパネル	+1.5 -1.5	+2 -2	0 -2	JIS 改正による見直し																		
パネルの種類	厚さ	長さ																																														
すべてのパネル	+1.5	0																																														
	-1.5	-2																																														
パネルの種類	厚さ	製品幅	長さ																																													
フラットパネル																																																
タイルベースフラット パネル	+1.5 -1.5	0 -2	0 -2																																													
タイルベースパネル																																																
デザインパネル エンボスパネル	+1.5 -1.5	+2 -2	0 -2																																													
	<p>性能 素材比重 1.7 以上</p>	<p>性能 素材密度 1.7g/cm³ 以上</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	JIS 改正による見直し																																													

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
鋼製建具 [標準建具を含む]	<p>材質及び仕上__副資材__接着剤__性能</p> <p>JIS K 6850(1999) による試験により、次の引張せん断接着強さが確認されていること。ただし、戸の強度試験成績書の提出により強度が確認された場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準養生：12MPa 以上とする。 ・高温高湿、熱劣化：10MPa かつ標準養生の60%以上を維持する。 	<p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	内容の見直し
	なし	<p>形状および仕上げ__外部に面する建具の水抜き孔</p> <p>網入り板ガラス、線入り板ガラス、合わせガラス及び複層ガラスを受ける下端ガラス溝には、径6mm 以上の水抜き孔を2か所以上設ける。また、セッティングブロックによるせき止めがある場合には、セッティングブロックの中間に1か所追加する。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	標準仕様書との整合
	<p>加工及び組立__アンカー</p> <p>間隔は、枠類のつなぎ補強板に合わせ、原則として、つなぎ補強板と一体のものとすること。</p>	<p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	標準仕様書との整合
	<p>試験方法</p> <p>なお、接着工法で行った戸の強度試験方法は上記による他、下記による。</p> <p>接着剤試験は、JIS K 6850(1999)「接着剤—剛性被着材の引張せん断接着強さ試験方法」による。</p>	<p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	内容の見直し

品 目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
鋼製軽量建具	<p>加工及び組立_アンカー 間隔は、枠類のつなぎ補強板に合わせ、原則として、つなぎ補強板と一体のものとすること。</p>	<p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	標準仕様書との整合

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
ステンレス製建具	<p>材料_接着剤_性能 JIS K 6850(1999) による試験により、次の引張せん断接着強さが確認されていること。ただし、戸の強度試験成績書の提出により強度が確認された場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準養生：12MPa 以上とする。 高温高湿、熱劣化：10MPa かつ標準養生の60%以上を維持する。 <p>なし</p> <p>加工及び組立_アンカー 間隔は、枠類のつなぎ補強板に合わせ、原則として、つなぎ補強板と一体のものとすること。</p> <p>試験方法 なお、接着工法で行った戸の強度試験方法は上記による他、下記による。 接着剤試験は、JIS K 6850(1999)「接着剤—剛性被着材の引張せん断接着強さ試験方法」による。</p>	<p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>形状および仕上げ_外部に面する建具の水抜き孔 網入り板ガラス、線入り板ガラス、合わせガラス及び複層ガラスを受ける下端ガラス溝には、径6mm 以上の水抜き孔を2か所以上設ける。また、セッティングブロックによるせき止めがある場合には、セッティングブロックの中間に1か所追加する。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>内容の見直し</p> <p>標準仕様書との整合</p> <p>標準仕様書との整合</p> <p>標準仕様書との整合</p>

品 目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
自動ドア機構 ①駆動装置	<p>性能_耐電圧 JIS A 4722 (2017) (歩行者用自動ドアセット-安全性) の 5.2.1 による。</p> <p>試験方法 1. 耐電圧は、JIS C 9335-1 による。 2. 温度上昇は、JIS C 9335-1 による。 以下、省略</p>	<p>性能_耐電圧 JIS A 4722 (2022) (歩行者用自動ドアセット-安全性) の 5.2.1 による。ただし、JIS C 9335-1 については、(2014 または 2023) とする。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>試験方法 1. 耐電圧は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 2. 温度上昇は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 以下、省略</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>JIS 改正による見直し</p> <p>JIS 改正による見直し</p>
自動ドア機構 ③車椅子使用者用便房用駆動装置	<p>性能_耐電圧 JIS C 9335-1 (2014) 「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第1部:通則」の 13.3 及び 16.3 の規定に適合していること。</p>	<p>性能_耐電圧 JIS C 9335-1 (2014 または 2023) 「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第1部:通則」の 13.3 及び 16.3 の規定に適合していること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>JIS 改正による見直し</p>

品 目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由										
ガラス ⑦複層ガラス	<p>なし</p> <p>品質_外観 ガラスの内面に透視に差し支えるような汚れ、接着剤などの飛散がないこと。</p> <p>品質_露点 乾燥気体の露点は、-35℃以上でないこと。</p> <p>品質_乾燥気体のガス濃度（空気以外の場合） 2体の製品又は試料のガス濃度平均値が、90%未満かつ最小のガス濃度が85%未満でないこと。</p>	<p>板ずれの許容差</p> <table border="1" data-bbox="1169 225 1742 432"> <thead> <tr> <th>一辺の長さ (mm)</th> <th>許容差 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000 以下</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1000 を超え 2000 以下</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>2000 を超え 4000 以下</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>4000 超</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新たに試験の実施が必要です。次回の更新までに試験を実施し、試験成績書を取得しておいてください。</p> <p>品質_外観 ガラスの内面に透視に差し支えるような汚れ、封止材などの飛散がないこと。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>品質_露点 封入気体の露点は、-35℃未満であること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>品質_封入気体のガス濃度（封入気体が空気以外の場合） 2枚の製品または試料を試験し、各封入気体のガス濃度平均値が、90%（体積分率）以上かつ最小のガス濃度が85%（体積分率）以上であること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	一辺の長さ (mm)	許容差 (mm)	1000 以下	2.0	1000 を超え 2000 以下	3.0	2000 を超え 4000 以下	4.0	4000 超	6.0	<p>JIS 改正による見直し</p> <p>JIS 改正による見直し</p> <p>JIS 改正による見直し</p> <p>JIS 改正による見直し</p>
一辺の長さ (mm)	許容差 (mm)												
1000 以下	2.0												
1000 を超え 2000 以下	3.0												
2000 を超え 4000 以下	4.0												
4000 超	6.0												

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
ガラス ⑦複層ガラス（続き）	<p>品質__加速耐久性__封止の加速耐久性 合計6体の試料の乾燥気体の露点が、いずれも-30℃以上でないこと。</p> <p>品質__加速耐久性__光学薄膜の性能の加速耐久性[内面に光学薄膜を加工したLow-Eガラスを材料板ガラスとして用いた場合] 1体の試験試料及び1体の参照試料を解体して得た光学薄膜を形成した試料の放射率の差が0.02以下であること。</p> <p>品質__加速耐久性__乾燥気体のガス密閉性の加速耐久性[空気以外の乾燥気体を用いた場合] 6体の試料のガス濃度平均値が85%未満かつ最小のガス濃度が80%未満でないこと。</p>	<p>品質__加速耐久性__封止の加速耐久性 6枚の試料の封入気体の露点が、いずれも-30℃未満であること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>削除</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p> <p>品質__加速耐久性__封入気体のガス密閉性の加速耐久性（封入気体として空気以外の気体を用いた場合） 6枚の試料のガス濃度平均値が85%（体積分率）以上かつ最小のガス濃度が80%（体積分率）以上であること。</p> <p>※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。</p>	<p>JIS改正による見直し</p> <p>標準仕様書との整合</p> <p>JIS改正による見直し</p>
現場発泡断熱材	<p>なし</p>	<p>発泡品__密度 (kg/m³) 25以上</p> <p>※ 新たに試験の実施が必要です。次回の更新までに試験を実施し、試験成績書を取得しておいてください。</p>	<p>JIS改正による見直し</p>

品目	令和4年度版	令和5年度版	改正理由
フリーアクセスフロア ①3,000N・②5,000N共通	耐震性能試験_判定基準 パネルの脱落及び使用上支障をきたす、損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がないこと。	耐震性能試験_判定基準 以下の①および②を満足すること。 ①パネルの脱落がないこと。 ②使用上 または避難上 支障をきたす、損傷、せり上がり、隙間および水平移動がないこと。 ※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
天井点検口	品質・性能_耐久性能（繰返し開閉試験） 1. 50回、100回 、300回の内蓋の垂れ下がり 0.5mm以内 2. 開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。	品質・性能_耐久性能（繰返し開閉試験） 300回の繰返し開閉試験後、 1. 内蓋の垂れ下がり 0.5mm以内 2. 使用上支障をきたす異常がないこと。 ※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
	試験方法 3. 測定 上記繰返し試験において、 50回、100回、300回毎に 内蓋の垂れ下がり寸法を測定する。	試験方法 3. 測定 上記繰返し試験を 300回行い、試験後の 内蓋の垂れ下がり寸法を測定する。 ※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し
床点検口	材質_受け枠材及び蓋枠材_屋内用_ 2. ステンレス鋼板 JIS G 4305に規定する SUS304, 430J1L 又は 443J1 若しくはこれと同等の性能を有するもの。 目地ともの場合の表面仕上げは、HL 又は No. 2B 程度とする。	材質_受け枠材及び蓋枠材_屋内用_ステンレス鋼板の場合 屋内外用に同じ。 ※ 変更申請の必要はありません。次回の更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。	内容の見直し